

旧警戒区域等で発生する産業廃棄物の取扱いについて

- ・(一社)福島県産業廃棄物協会について
- ・産業廃棄物処理に関する注意点
- ・産業廃棄物処理業者の紹介

平成27年12月22日

(一社)福島県産業廃棄物協会

(一社)福島県産業廃棄物協会とは

- ・当協会は、産業産棄物の適正な処理の推進と、産業廃棄物処理業者の資質の向上、また、適正処理に関する調査研究及び再生利用等の推進により、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、その目的に賛同した産業廃棄物を扱う企業や団体が任意で加入している団体です。
- ・各都道府県にそれぞれ協会が存在し、福島県は福島市に協会事務局があります。また、各協会が所属する上部組織として、東京都に公益社団法人全国産業廃棄物連合会があります。
- ・協会では、各地の行政機関と協力し、産業廃棄物に関わる情報の収集や提供、各種講習会や研修会等の開催、マニフェスト伝票の頒布等を行い、産業廃棄物の適正処理への啓発及び普及に努めています。
- ・昭和52年11月25日に会員61社、賛助会員13社の74社で任意団体の福島県産業廃棄物処理業協会として設立されました。
- ・現在は、正会員280社、賛助会員16社で296社となります。

協会組織図

理事会

青年部会

方部地域協議会

- ・福島
- ・郡山
- ・白河
- ・会津
- ・相双
- ・いわき

部会

- ・収集運搬部会
- ・中間処理部会
- ・最終処分部会
- ・建設系廃棄物部会

産業廃棄物処理に関する注意点

放射性物質汚染対処特措法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年八月三十日法律第百十号)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下本則において単に「事故」という。)により当該原子力発電所から放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

対策地域内等廃棄物の種類

特定廃棄物
(放射性物質汚染対処
特措法に基づき国が
処理)

対策地域内廃棄物
(別表のとおり)

指定廃棄物
(8,000Bq/kgを超え、国の
指定を受けた廃棄物)

その他の廃棄物
(廃棄物処理法に基づ
き処理)

特定一般廃棄物・特
定産業廃棄物
(放射性物質汚染対
処特措法第23条)

その他の廃棄物

放射性物質汚染対
処特措法に基づき
これら廃棄物につ
いて定められた基
準も適用



調査フロー(第18条)

法第18条に基づく調査・申請フロー図

廃棄物発生

●廃棄物の占有者等による調査実施

<1. 調査項目>

放射性セシウム(Cs134及びCs137)の放射能濃度とする。

<2. 試料の採取方法>

「4.2.1 試料の採取方法」を参照。

<3. 測定方法>

ゲルマニウム半導体検出器又はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを使用して測定を行う。

8,000Bq/kg超

8,000Bq/kg以下

●調査の結果、8,000Bq/kg以下であった廃棄物については、占有者等が廃棄物処理法に基づき処理

●占有者等による地方環境事務所長への申請

<申請事項>

「4.3 指定の申請」を参照。

●地方環境事務所において申請の受理→審査

●審査の結果、申請内容が適正と認められ、かつ、8,000Bq/kgを超える廃棄物について、地方環境事務所長が指定廃棄物として指定
●地方環境事務所から指定した旨の連絡

●国等が引取りを行うまでの間、廃棄物の占有者等は現場保管基準に従い保管

●順次、国等による廃棄物の引取り→処理

対策地域内廃棄物に該当する廃棄物の範囲

汚染廃棄物対策地域(※1)内にある廃棄物	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物 ・住民の一時帰宅当の際に排出された生活ごみ ・避難区域の見直し後に帰還した住民が排出した清掃ごみ(避難区域の見直し前に既に廃棄物であったと考えられるものに限る。) 	
土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(※3) 例: 除染により取り除かれた落葉・落枝、側溝汚泥	
国・地方公共団体が発注する災害復旧事業に伴い生じた廃棄物 例: 道路の災害復旧により生じたアスファルトがら	(避難区域の見直し後に施工される災害復旧事業に伴い生じた廃棄物)
上記廃棄物のうち4月13日改正省令施行前に生じたもの	(上記以外の事業活動により生じた廃棄物)
(汚染廃棄物対策地域指定後に地域内に搬入された廃棄物)	

避難区域の見直し(※2)前に生じた廃棄物 ←

→ 避難区域の見直し後に生じた廃棄物

※1 汚染廃棄物対策地域の範囲は、平成24年1月1日時点で警戒区域・計画的避難区域に指定されていた地域(檜葉町は全域。)

※2 「避難区域の見直し」とは、警戒区域・計画的避難区域の指定が解除され、避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域に再編されることをいう。

※3 特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物のみ。個人除染起因のものは含まれない。

※4 対策地域内廃棄物に該当する廃棄物は、除染廃棄物対策地域外に搬出しても対策地域内廃棄物に該当する。

※5 土壌は廃棄物ではない(ただし、汚泥に該当するものは廃棄物。)

放射線・放射能の単位と意味

・放射能 【ベクレル(Bq)】

放射線を出す能力の強さ(1秒間に原子核が壊変する数)を表す単位食品や土壌のデータでよく用いられる。

○100Bq/kgの土砂・・・土砂1kgの中の100個の原子核が1秒間で壊変することを意味する。

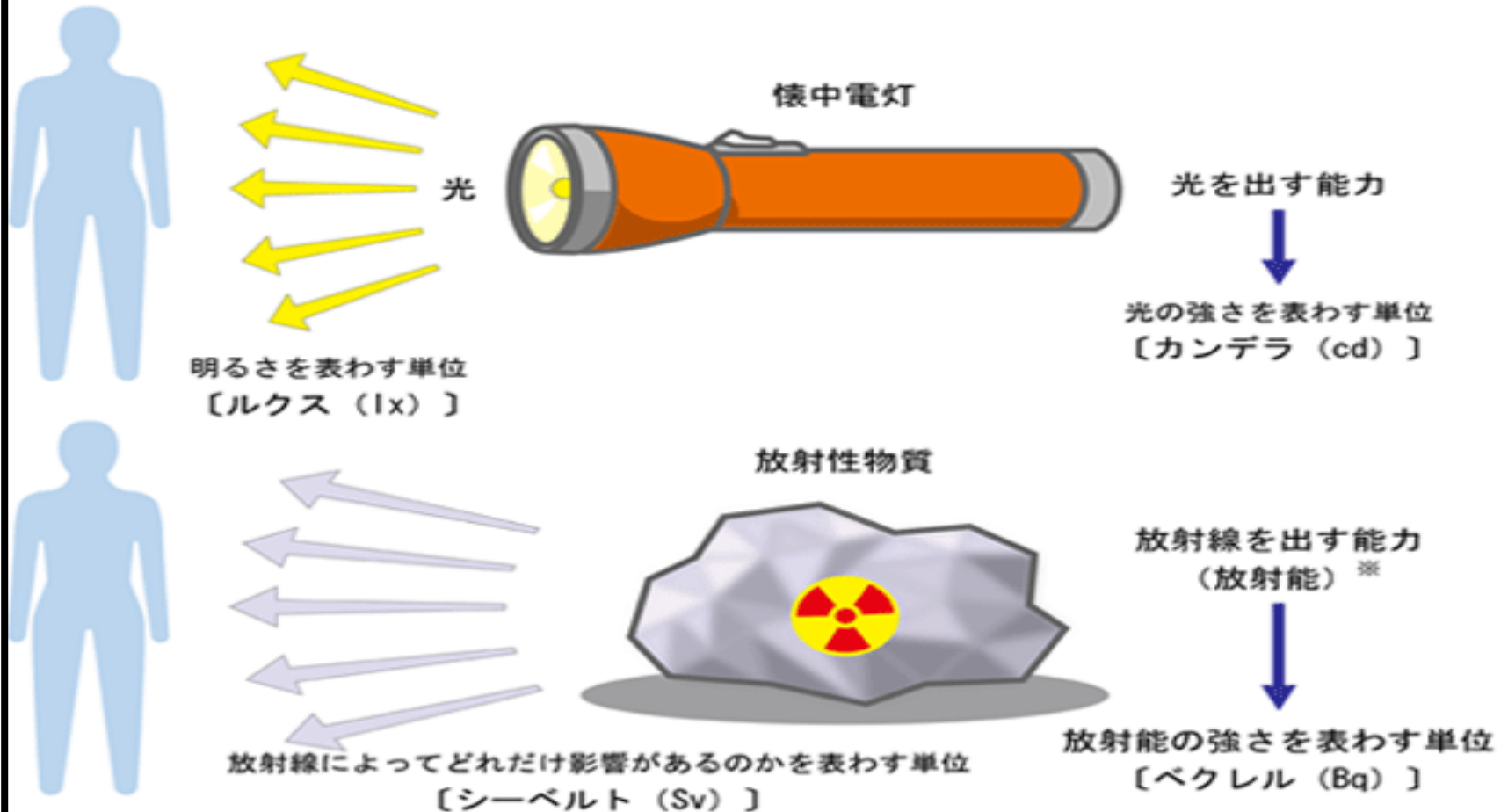
・被ばく:実効線量 【シーベルト(Sv)】

人体(全身)が放射線を浴びたときの健康影響の程度やリスクを表す単位外部被ばく、内部被ばくの線量を表現する際に用いられる。

○大気中の放射性物質による線量の強さ(空間線量率)は、Sv/hの単位が使用されるが、1時間で浴びる放射線の量を表す。

放射能と放射線

放射能と放射線



※放射能を持つ物質（放射性物質）のことを指して用いられる場合もあります

8,000Bq/kg

- 原子力発電所の事故に伴って環境に放出された放射性セシウムに汚染された廃棄物について、一般的な処理方法(分別、焼却、埋立処分等)を想定し、安全に処理するために定めた基準。
- 8,000Bq/kg以下の廃棄物は、従来と同様の方法により安全に焼却したり埋立処分したりすることができる。焼却施設や埋立処分場では排ガス処理、排水処理や覆土によって環境中に有害物質が拡散しないように管理が行われていることから、周辺住民の方にとって問題なく安全に処理することができる。
- なお、8,000Bq/kg以下の廃棄物を焼却した結果、焼却灰の放射能濃度が8,000Bq/kgを超えた場合には、特別な処理が必要となります。広域処理により焼却する場合は、そのようなことがないよう、対象とする廃棄物の目安を焼却炉の型式に応じて240Bq/kg以下又は480Bq/kg以下のものとしている。

表面空間 γ 線線量率測定



鉛遮へい体
(鉛厚さ1cm程度、遮へい率65～70%)

測定状況



測定状況

産業廃棄物処理業者の紹介

The screenshot shows a web browser window displaying the website of the Fukushima Industrial Waste Association. The browser's address bar shows the URL <http://www.fukushima-sanpai.jp/member/>. The page title is "会員情報 | 一般社団法人...". The website header includes the association's name in Japanese and English: "一般社団法人福島県産業廃棄物協会" and "Fukushima Industrial Waste Association". Navigation links include "HOME", "お問合せ", "リンク", "サイトマップ", and "アクセス". A main menu features "当協会について", "会員情報", "マニフェスト", and "資料・情報コーナー". A sidebar on the left contains "講習会", "Q&A", "会員専用ページ", and a "NOT LINE!" notice. The main content area has a search bar for "協会の検索" and a section titled "エリア" (Area) containing a map of Fukushima Prefecture divided into seven regions: 会津エリア (Iwajima Area), 南会津エリア (Minami-Iwajima Area), 県北エリア (Hokkaido Area), 県中エリア (Chubu Area), 相双エリア (Sōdō Area), 県南エリア (Minami Area), and いわきエリア (Iwaki Area).

名称

一般社団法人福島県産業廃棄物協会

事務所

福島県福島市中町4-20 みんなゆうビル4階

TEL 024-524-1953

FAX 024-523-4723

E-mail info@fukushima-sanpai.jp

URL <http://www.fukushima-sanpai.jp/>